

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「マイカー・自転車通勤者の通勤手当、限度額の変更」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

こんにちは。

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。その非課税の範囲については、通勤する方法により区分され、1ヶ月あたりの課税されない金額（以下、「非課税限度額」という）が決まっています。この非課税限度額の範囲が、マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額が、片道の通勤距離に応じて、次のように平成26年10月20日から引上げられました。

片道の通勤距離	平成26年4月1日以降の 1か月当たりの限度額	平成26年3月31日以前の 1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	(全額課税)	(全額課税)
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	6,500円
15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	11,300円
25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	16,100円
35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	20,900円
45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	24,500円
55キロメートル以上	31,600円	24,500円

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行います。

この改正は、平成26年10月20日に施行されていますが、平成26年4月1日以後に支給する通勤手当について適用されることになっています。そのため、既に支給した通勤手当のうち、改正前の規定を適用したのものについては、年末調整の際に精算することになっています。毎月の給与計算と年末調整の際には、十分注意して処理するようにしてください。